

保護者用

警報発令時における休業および登下校について

ここでいう「警報」は、特別警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報のことをさします。

発令時刻		対 応
(1)	登校前	ア 警報が解除されるまで家庭において待機する。 イ 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通り登校する。 ウ 午前6時から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後原則1時間を経ってから授業を開始するので、学校の連絡に従い、登校する。 エ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は休業とする。 ※安全面を第一に考え、道路や橋の損壊、家や樹木の倒壊等で危険な場合は、学校に連絡をし、自宅で待機する。
(2)	登校後	・学校は、警報発令時の気象状況、道路・交通の状況などから判断し、学校での待機、引渡しなどの対応を行う。 また、児童生徒を安全に帰宅させられると認める場合は、授業を中止して帰宅させる。
(3)	警報 発令前	・（登校前、登校後に限らず）警報発令前であっても、児童生徒の安全確保の観点から判断し、休業や授業の打ち切りを決定する場合があります。

＜給食の対応＞

- ・警報の発令が予想される場合には、その前日に翌日の給食の有無について判断をします。なお、授業が可能な時は、弁当をご準備願う場合があります。給食がある場合でも、給食の開始時刻を早めたり、簡易給食（パン・牛乳等）にしたりする場合があります。
- ・緊急に下校させる場合など、給食を提供できない場合があります。そのため、各ご家庭において、保存食等の備蓄をお願いします。

保護者 様

平成 年 月 日

各務原市立 学校
校長

台風○号接近に伴う対応について

大型で強い台風○号が接近しています。警報発令時における休業及び登下校については、下記のようになります。

記

1 児童生徒が登校する前（家庭にいるとき）に警報が発令されている場合

（※「警報」とは、特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報をいいます。）

- ① 警報が解除されるまで家庭において待機させてください。
- ② 午前6時までに警報が解除された場合、平常どおり登校させてください。
- ③ 午前6時から午前11時までに警報が解除された場合は、解除から1時間後に授業を開始しますので、それまでに登校させてください。
- ④ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とします。

※上記②③の場合でも道路や橋の損壊、家や樹木の倒壊等で危険な場合は、登校させないでください。
（学校への連絡をお願いします。）

2 児童生徒が登校してから（学校にいるとき）警報が発令された場合

- ・警報発令時の気象状況、道路・交通の状況などから判断して、児童生徒を安全に帰宅させられると認める場合は、授業を中止して速やかに帰宅させます。状況により、保護者様にお迎えをお願いする場合がありますので、ご家庭で話し合っておいてください。

3 （登校前、登校後に限らず）警報発令前で、今後、警報の発令が予想される場合

- ・児童生徒の安全確保の観点から判断し、休業や授業の打ち切りを決定することがあります。